

喫煙可能室設置施設の届出の手引き

1 届出対象

この届出は、大阪府受動喫煙防止条例に規定する府指定特定飲食提供施設に該当する飲食店（注1）が喫煙可能室（注2）を設置する場合に寝屋川市保健所に届け出るものです。

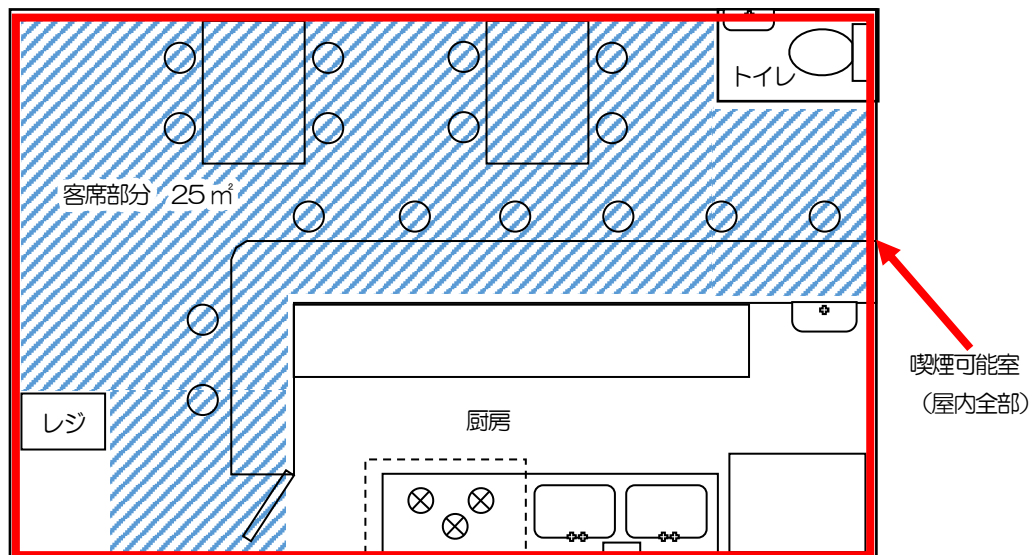
注1 府指定特定飲食提供施設とは

- ・ 令和2（2020）年4月1日時点で営業している飲食店
- ・ 個人経営、又は中小規模の会社により営まれていること
中小規模の会社とは、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社を言います。
また、ここではみなし大企業（資本金の額又は出資の総額が5,000万円の会社が1社で株式の2分の1以上を占めている、又は資本金の額又は出資の総額が5,000万円の会社複数社で株式の3分の2を占めている会社）は中小規模の会社に含まれません。
- ・ 客席部分の面積が30㎡以下の店舗

注2 喫煙可能室とは、府指定特定飲食提供施設において店舗の一部又は全部に設置することができる喫煙可能な部屋です。喫煙可能室では、令和2（2020）年4月1日以前の喫煙状況を継続し、喫煙に加え、飲食を始めとするサービス等を提供することが可能です。

2 客席部分の面積と喫煙可能室の設置の考え方について

<例>



- ・ 「客席」とは、お客さんに飲食をさせるために利用させる場所です。店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除く部分を指します。
（上記斜線部）
- ・ 喫煙可能室（上記赤枠部）はたばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たしていなければなりません。満たすべき技術的基準は設置方法により異なります。
喫煙可能室の設置にあたっては、その技術的基準について事前に保健所にご相談ください。
- ・ 喫煙可能室には、20歳未満の者は立ち入ることができません。
- ・ 喫煙可能室を設置する場合には、喫煙可能室の出入口と店舗の主たる出入口の見やすいところに標識の掲示が必要です。標識例は厚生労働省のホームページに掲載されているので参考にしてください。

3 大阪府受動喫煙防止条例について

大阪府では条例により、令和4（2022）年4月1日から、従業員を雇用する飲食店は原則屋内禁煙に努めることとしています。

4 届出書について

喫煙可能室を設置する場合に提出してください。

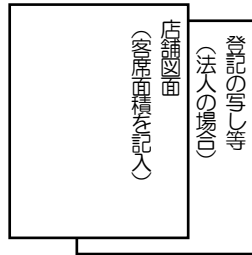
- ① 管理権原者は下記の書類を作成し、寝屋川市保健所に提出してください。

	提出書類	備考
1	喫煙可能室設置施設 届出書	<u>1部</u> （控えが必要な場合は2部）用意してください
2	チェックリスト	<u>1部</u> 添付してください（次ページ参照）

- ② 2部ご提出いただいた場合、1部は受付印を押印の上返却しますので保管してください。

- ③ 店舗では「客席部分の床面積に係る資料」や「資本金の額又は出資の総額に係る資料」を保管してください。

【店舗で保管する書類】



- ・ 客席部分の床面積に係る資料として、店舗図面に寸法と客席部分の面積（㎡数）、区画が分かるように記載してください。
- ・ 資本金の額又は出資の総額に係る資料とは、資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書等をいいます。

- ④ 郵送による届出の場合は、提出書類に加えて返信用封筒（定型封筒に110円切手を貼付したもの）を同封し、返送された副本を保管してください。※変更届出・廃止届出の場合も同様です

5 変更届出書について

届出事項に変更が生じた場合、速やかに提出してください。

【変更の対象となる事例】

- ・ 名称及び所在地又は車両識別文字、番号、記号その他の符号に変更があった場合。
（この場合の所在地の変更とは、行政の都合による住居表示変更や、建物名の変更等であり、移転に伴って変わる場合は含まない。）
- ・ 飲食店の生前相続により新規許可を取得した場合（既存の店舗と継続性が認められる場合）
- ・ 相続（死後）、合併、分割による名称変更
- ・ 飲食店の改装などにより客席が変更された場合

その他、変更届出の対象となるかどうかについては、保健所にご相談ください。

- ① 管理権原者は下記の書類を作成し、寝屋川市保健所に提出してください。

	提出書類	備考
1	喫煙可能室設置施設 変更届出書	<u>1部</u> （控えが必要な場合は2部）用意してください
2	変更の事実を証することができる書類	<u>1部</u> 添付してください
3	チェックリスト	<u>1部</u> 添付してください（次ページ参照）

- ② 2部ご提出いただいた場合、1部は受付印を押印の上返却しますので保管してください。

6 廃止届出書について

喫煙可能室設置施設でなくなった場合、速やかに提出してください。

【廃止の対象となる事例】

- ・ 飲食店の廃止（移転、全面改装、建替に伴う廃止を含む）
- ・ 飲食店の屋内禁煙化（全面禁煙又は喫煙専用室等設置）
- ・ 飲食店の改装などにより客席が変更された場合。変更後の客席面積が30㎡超になった場合など。
- ・ 飲食店の喫煙目的施設化

- ① 管理権原者は届書を作成し、寝屋川市保健所に提出してください。

	提出書類	備考
1	喫煙可能室設置施設 廃止届出書	<u>1部</u> （控えが必要な場合は2部）用意してください

- ② 2部ご提出いただいた場合、1部は受け付け印を押印の上返却しますので保管してください。

客席面積 チェックリスト

- ※ 届出の前に、ご自分の店舗の客席部分の面積を確認してください。
- ※ このチェックリストは届出書に添付してください。

客席面積を測った上で記載
してください。
(手引き 1 ページ参照)

客席部分の面積は何平方メートルですか？	25 m ²
---------------------	-------------------

☞従業員を雇用する飲食店では、客席部分の面積にかかわらず
禁煙に努めましょう。

【届出書 記載例】

※ 届出受理番号

喫煙可能室設置施設 届出書

書類作成日となります。窓口提出の場合は届出日です。

令和●●年●●月●●日

寝屋川市長殿

届出者 ●●●●

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により、●●●●を届け出ます。

記

飲食店営業等の
申請者名です

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな)	●●●●
	①名称	●●●●
	②-1所在地	〒●●●●-●●●● 大阪府寝屋川市●●町●-● (電話 ●●●●-●●●●-●●●●)
	②-2車両番号等	
	③営業許可番号	第●●●●-●●●●号
	④営業許可日	平成●●年●●月●●日
2 管理権原者	(ふりがな)	●●●●
	①氏名(法人にあっては、その名称)	●●●● 飲食店営業等の 申請者氏名です
	(ふりがな)	
	②法人にあっては、その代表者の氏名	
	③住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒●●●●-●●●● 大阪府寝屋川市●●町●-● (電話 ●●●●-●●●●-●●●●)
3 備考	連絡先 店長 ●●●● 携帯 ●●●●-●●●●-●●●●	

お店の営業所所在地です

飲食店営業等の許可証
に記載されています

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1 欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 2 欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 3 欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1 欄及び2 欄は、変更届出までの事項を記載すること。
- 3 1 欄②は、②－1 又は②－2 のいずれかに記載すること。
- 4 2 欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 5 4 欄には、変更届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 廃止届出受理番号

書類作成日となります。
窓口提出の場合は届出日です。

喫煙可能室設置施設 廃止届出書

令和●年●●月●●日

寝屋川市長 殿

届出者 ●● ●●

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第8項の規定により、●●●●●●●●●●のとおり届け出ます。

記

飲食店営業等の
申請者名です

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな)	●●●●●●
	①名称	●●●●●●
	②-1所在地	〒●●●●-●●●● 大阪府寝屋川市●●町●-● (電話 ●●●●-●●●●-●●●●)
	②-2車両番号等	
	③営業許可番号	第●●●●-●●●●号
	④営業許可日	平成●●年●●月●●日
2 管理権原者	(ふりがな)	●● ●●
	①氏名(法人にあっては、その名称)	●● ●●
	(ふりがな)	
	②法人にあっては、その代表者の氏名	
3 内容 廃止	③住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒●●●●-●●●● 大阪府寝屋川市●●町●-● (電話 ●●●●-●●●●-●●●●)
	①廃止理由	店内全面禁煙にしたため
	②廃止日	令和●年●月●日
4 備考		連絡先 店長 ●● ●● 携帯 ●●●●-●●●●-●●●●

飲食店営業等の許可証
に記載されています

飲食店営業等の
申請者氏名です

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1 欄及び2 欄は、廃止届出までの事項を記載すること。
- 1 欄②は、②-1 又は②-2 のいずれかに記載すること。
- 2 欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 4 欄には、廃止届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。